

令和7年8月10日からの大雨の影響を受ける 中小企業者の皆様へ

熊本県では、令和7年8月10日からの大雨の影響を受ける中小・小規模事業者（個人事業主を含む。）の皆様に対し、熊本県独自の融資制度「金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対応枠（令和7年8月大雨分））」による資金繰り支援を実施します。「金融円滑化特別資金（令和7年8月大雨枠）」とは別枠で融資を受けることが可能です。

熊本県融資制度「金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対応枠（令和7年8月大雨分））」による支援

対象者	令和7年8月10日からの大雨による被害の影響を受け、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項（以下「セーフティネット」という。）第4号※の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者 ※第4号：突発的災害（自然災害等） 災害救助法適用の11市町が対象
融資限度額	別枠 8,000万円
融資期間	1年以上10年以内（据置期間2年以内）
融資利率	2年以内 年1.50%以内 3年以内 年1.70%以内 5年以内 年1.85%以内 7年以内 年2.00%以内 7年超 年2.20%以内
保証料率	0.00% ※県補助後
担保	必要に応じて徴求
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
申込先	取扱金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会

市町村セーフティネット保証認定申請窓口

熊本市	商業金融課	096-328-2424	美里町	美しい里創生課	0964-47-1111（代表）
八代市	商工政策課	0965-33-8513	玉東町	産業振興課	0968-85-3113
玉名市	商工政策課	0968-71-2065	長洲町	まちづくり課	0968-78-3219
上天草市	観光おもてなし課	0964-26-5531	甲佐町	地域振興課	096-234-1154
宇城市	商工観光課	0964-32-1604	氷川町	地域振興課	0965-62-2315
天草市	産業政策課	0969-32-6786			

【取扱金融機関】

肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、天草信用金庫、熊本県信用組合及び熊本県医師信用組合の本支店、並びに商工組合中央金庫、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、南日本銀行、長崎銀行、北九州銀行、豊和銀行、横浜幸銀信用組合、大分銀行、十八親和銀行、宮崎銀行及び朝銀西信用組合の県内各支店

【お問い合わせ窓口】

熊本県 商工労働部 商工雇用創生局 商工振興金融課（TEL 096-333-2314）
制度の詳細は、県ホームページからご確認いただけます。

（<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/50733.html>）

